

詳細経緯: Phase 1 苦情受付～原因究明開始

日付	事実	
11/13	<ul style="list-style-type: none"> ■ A社お客様相談室が、ミックスピザに関する異臭苦情1件を受電。 ※10月3日～7日製造の製品4種類に農薬マラチオンが意図的に混入されていた。 ■ 苦情受付:1件 	
11/15	<ul style="list-style-type: none"> ■ B社品証部が現品を受領。D工場品証室へ転送し、電話で注意を促した。 	
11/18	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場は現品を受領。<u>石油臭のような異臭を感じたが、臭気検査等、特別な対応をとらず、包装資材の確認、製造ラインの調査等を実施。</u> ■ 苦情受付:3件(累計) 	解説①
11/19	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同一工場からの異臭苦情が累計5件となった。C社品証は、商品も製造日も異なるため、個別の事案として処理。 ■ 苦情受付:5件(累計) 	
11/20 ～ 11/21	<ul style="list-style-type: none"> ■ C社担当役員はD工場で見品を確認。<u>溶媒臭と感じ、工場内の改装工事由来の混入ではないかと考え、混入経路の調査を指示。</u> ■ D工場品証は、B社品証に外部検査実施を相談。(B社は外部検査実施の提案とは受け取らず) ■ B社品証は、過去の事例から臭気分析は結果が不明確で、消費者への原因調査報告に活かすことができないと考え、工場内調査の方が有効であることを伝えた。(調査方法の指示という認識なし)。 ■ D工場品証は、<u>工場内調査を優先する指示と受け取り、外部検査を行わず。</u> 	解説② 解説③
11/28	<ul style="list-style-type: none"> ■ 苦情受付:8件(累計) ■ D工場品証は、B社品証に外部検査実施の判断を仰いだ。 ■ B社は許可要請ではなく、相談と理解し、コメント。D工場品証は実施しない方がよいとの指示と理解。 	
12/2	<ul style="list-style-type: none"> ■ C社品証より定例会議にて経営層および各部署長へ口頭報告～「異臭苦情が複数件発生しており、改装工事起因を含め調査中」。 ■ この時点で経営層は、<u>流通品への対応の指示はせず、原因調査徹底を指示。</u> 	解説④
12/3	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証は、酵母由来であることを確認するため、外部検査の実施許可をC社品証に求め、許可を得た。 	
12/4	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証は外部機関に臭気定性分析を依頼。 	

詳細経緯: Phase 2 有機溶媒の検出

日付	事実	
12/13	<ul style="list-style-type: none"> ■ C工場品証は<u>検査機関から臭気定性分析結果を受領。</u>(エチルベンゼン、劇物である酢酸エチルおよびキシレンを検出) ■ 検査結果より、当該物質が塗料および農薬の溶媒に使用されていることが確認され、原因を塗料の混入に絞った。農薬混入の否定を目的として農薬検査の実施を決定。 	解説⑤
12/14	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証が農薬検査機関等の調査を開始。(農薬検査を実施した経験なし) 	
12/17	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証は農薬検査(1検体)を最も迅速に検査が可能な<u>外部機関に依頼。</u> ■ 苦情受付:16件(累計) 	解説⑥
12/25	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証およびB社品証は従業員による意図的な異物混入等の可能性も含めて調査するも原因特定に至らず。 ■ A社部署長連絡会にて、A社品証は、社長ら経営層に18件の異臭苦情発生および有機溶媒検出について口頭報告。 	
12/26	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証は、定量分析結果(エチルベンゼン 6ppm、キシレン 3ppm)を受領し、C社担当役員およびC社品証に報告、商品回収実施の判断を仰いだ。 ■ C社担当役員は、ADI値およびTDI値を基に低濃度で危険ではないと判断し、社長へ報告せず。 	解説⑦

公開情報をもとにインターリスク総研で作成

用語解説

- **ADI** (Acceptable Daily Intake: 許容一日摂取量) : ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のことである。通常、1日当たり体重1kg当たりの物質質量(mg/kg 体重/日)で表される。食品添加物や農薬等、食品の生産過程で意図的に使用されるものの安全性指標として用いる。
- **TDI** (Tolerable Daily Intake: 耐容一日摂取量): 環境汚染物質等の非意図的に混入する物質について、人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のことである。通常、1日当たり体重1kg当たりの物質質量(mg/kg 体重/日)で表される。重金属等に関する指標として用いる。
- **ARfD** (Acute Reference Dose: 急性参照用量) : 人が食品や飲料水を介して、ある特定の化学物質を摂取した場合の急性影響を考慮するための指標です。人の24時間またはそれより短期間の経口摂取により健康への悪影響を示さないと推定される体重1kg当たりの摂取量(mg/kg 体重)で表される。
- **LD50** (Lethal Dose, 50%: 半数致死量) : 2化学物質の急性毒性の指標であり、動物に投与した場合に、統計学的に、ある日数のうちに半数(50%)を死亡させると推定される量のことである。体重1kgあたりの投与量(mg/kg)で表される。

詳細経緯: Phase 3 農薬の検出から記者会見へ

日付	事実	
12/27(14時00分) (15時00分) (16時10分)	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証は、外部機関より 農薬検査結果(1 検体よりマラチオン 2,200ppm)を受領。C 社品証に農薬検査結果を報告。 ■ C 社品証は担当役員に以下を報告。 <ul style="list-style-type: none"> ・農薬(マラチオン)2,200ppm を検出 ・部内での調査結果に基づき、マラチオンの毒性は低い ■ C 社担当役員は、マラチオンに関する文献により毒性が他の農薬(メタミドホス)と比べて相対的に低く、<u>直ちに健康への影響が発生しないと判断</u>。(毒性評価に関して A 社品証等へ相談せず) ■ C 社社長は、農薬検出の報告を受けたが、 <ul style="list-style-type: none"> ・毒性が低い ・強い刺激臭がするため食べられない との報告により、翌日判明予定の追加検査結果を待って、範囲を特定させたうえで回収することを決定。 	解説⑧
12/28(09時00分) (15時00分) (18時30分) (19時00分)	<ul style="list-style-type: none"> ■ D工場品証は、工場にある 7 検体について外部機関に農薬検査を依頼。 ■ C 社緊急対応部会を開催。A 社および B 社の関係部署が部会に同席。 ■ C 社担当役員から報告されたマラチオンの毒性評価に対して、部会参加者は疑うことなく、ただちに商品回収すべきという考えに至らず。 ■ 農薬検査の結果が予定通りの時間に出なかったため、15 時時点では商品回収範囲を決定できず。 ■ C 社工場品証は、検査結果を受領。 ■ 11 検体のうち 4 検体からマラチオンを検出。うち、コーンクリームコロッケから 15,000ppm のマラチオン検出。 ■ A 社緊急対応部会と C 社緊急対応部会が合同で開催され、11 検体の農薬検査結果が報告された。C 社社長は、商品、製造日、出荷地域が異なるため、<u>D 工場製品の全品回収を決定</u>。 	解説⑨
12/29(09時30分) (17時00分) (18時00分) (21時00分)	<ul style="list-style-type: none"> ■ A 社危機対策本部会議を開催。 ■ 12/30 朝刊で 社告(全国紙 5 紙)を掲載することを決定。 ■ A 社社長は一刻も早く消費者に 情報を公開する必要があると判断し、社告を待たずに緊急記者会見を開くことを決定。 ■ 第一回記者会見を実施 <ul style="list-style-type: none"> 公表内容 <ul style="list-style-type: none"> ・C 社 D 工場製品全品の自主回収 ・マラチオンの毒性評価に関する資料 ・回収対象商品 90 品目(4 品目漏れ) ・商品名を社内シ ステム上の略名で表記 ・回収対象物量 630 万パック ■ コールセンターを緊急増設するも、受電率 0.7%。 ■ A 社および C 社 のウェブサイト回収告知を掲載。 	<div data-bbox="1155 1484 1816 1587" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 1 度に 60 個のコーンクリームコロッケを食べないと発症しない量となります </div> 解説⑩

詳細経緯: Phase 4 第二回記者会見

日付	事実	
12/30 (朝) (10時45分) (13時00分) (19時30分) (20時30分)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国紙 5 紙朝刊に社告が掲載。 ■ 日本生協連より C 社宛てに、電子メールで「毒性評価にあたっては、急性参照用量 (ARfD) を使用するべきではないか」との指摘。 ■ C 社担当営業部は、日本生協連の指摘事項に対して、担当役員と相談し、毒性評価を変更しないことを電子メールで返答。 ■ 厚生労働省より C 社品証に連絡。 ■ A 社・C 社品証は、厚生労働省を訪問し、毒性評価について ARfD を使用するよう指導を受けた。毒性評価の間違いを認識。 	
12/31 (01時30分)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第二回記者会見を実施 <ul style="list-style-type: none"> 公表内容 <ul style="list-style-type: none"> ・毒性評価の訂正～ARfD を基準に変更 ・回収対象商品 94 品目(4 品目を追加) ・回収対象物量 640 万パック(4 品目分の 10 万パックを追加) 	<div data-bbox="1155 2418 1879 2522" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 1 度に約 1/8 個のコーンクリームコロッケを食べると、吐き気、腹痛等の症状を起こす可能性があります </div>

公開情報をもとにインターリスク総研で作成